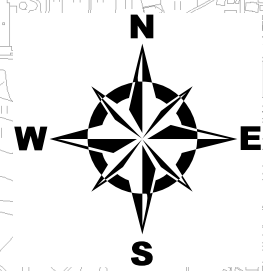


鈴鹿川水系安楽川  
洪水浸水想定区域図(計画規模)  
(鈴鹿市1/1)



| 凡例                   |                           |
|----------------------|---------------------------|
| 浸水した場合に想定される水深(ランク別) |                           |
| <div></div>          | 5.0m～10.0m                |
| <div></div>          | 3.0m～5.0m                 |
| <div></div>          | 1.0m～3.0m                 |
| <div></div>          | 0.5m～1.0m                 |
| <div></div>          | 0.3m～0.5m                 |
| <div></div>          | 0.3m未満                    |
| <div></div>          | 市町村境界                     |
| <div></div>          | 河川等範囲                     |
| <div></div>          | 浸水想定区域の指定の対象となる<br>水位周知河川 |

- 1 説明文
- (1) この図は、鈴鹿川水系安楽川の水位周知区間について、水防法に基づき計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- (2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の安楽川の河道の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率1/150（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/150（0.7%））の降雨に伴う洪水により安楽川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の（決壊による）氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外の区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等
- (1) 作成主体 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
- (2) 指定年月日 平成29年6月2日
- (3) 告示番号 国土交通省中部地方整備局告示第63号
- (4) 指定の根拠法令 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項
- (5) 対象となる水位周知河川
- ・鈴鹿川水系安楽川（実施区間）
- 左岸：三重県亀山市田村町字東沢1745番の4地先から鈴鹿川への合流点まで
- 右岸：三重県亀山市田村町字蜂ヶ尻772番の2地先から鈴鹿川への合流点まで
- (6) 指定の前提となる降雨 鈴鹿川流域の6時間総雨量268mm
- (7) 関係市町村 鈴鹿市、亀山市
- (8) その他計算条件等
- ①この図は、安楽川の水位周知区間で破堤した場合の洪水浸水想定区域図等を表示しています。
- ②この図は、安楽川の鈴鹿川合流点より上流において、一定の条件で破堤させたときの氾濫解析計算結果を基に作成したものです。
- ③氾濫計算は、対象区間をおよそ25m間隔の格子（計算メッシュという）に分割して、これを1単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。
- ④洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュ毎の想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続盛土構造物（道路や鉄道の盛土など）等を考慮して図化しています。

1:10,000  
0 100 200 400 600 800 1,000 m